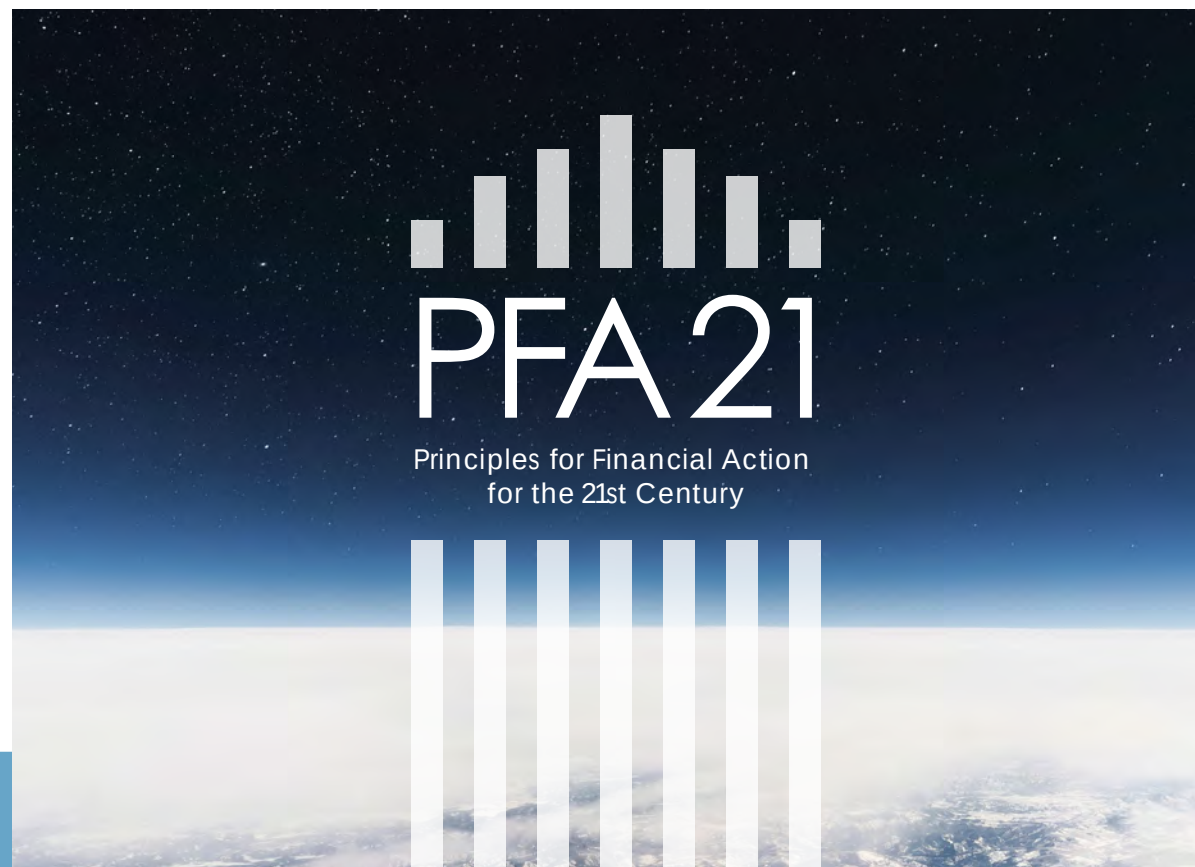




持続可能な社会の形成に向けた
金融行動原則

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則、PFA21）」は、持続可能な社会の形成のために、必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、2011年10月にまとめられました。日本国内で事業を展開する金融機関が、業態、規模、地域などに制約されることなく、持続可能な社会づくりに向けて協働する出発点と位置付けられていることが特徴のイニシアティブです。署名金融機関は、社会の変革を主導するため、7つの原則に基づく取組を積極的に実践しています。本資料は PFA21 について知っていただくための基本的情報をまとめたものです。詳細はウェブサイトをご覧ください。



<https://pfa21.jp/>

はじめに

2011年3月11日東日本を襲った史上最大級の地震と津波は、自然災害を前に人間がいかに無力であることを暴きだした。日常生活を支えてきた科学技術が、一転して人間社会に深刻な影響を与えたことも大きな衝撃だった。“3.11”が明らかにした文明社会の基盤の脆弱さを目の当たりにして、我々は皆持続可能性とは何か再考を迫られた。

翻って地球規模で考えると、気候変動や生物多様性の損失などが今後想像もできないほどの被害を引き起こす懸念がある。また、途上国を中心に貧困や感染症のリスクなども広がっており、人間の安全保障に対する脅威は深刻化している。我々は震災からの復興とともに、地球規模の課題にも果敢に取り組んでいかねばならない。

日本と世界が直面する課題を重ね合わせるとき、それらに立ち向かうチャレンジは次なる飛躍へのターニングポイントとなる。震災からの復興活動を通じてエネルギーの持続可能な利用や生態系と調和した地域を再興できれば、21世紀型の社会システムとして世界に発信できるモデルになり得よう。ここに金融が社会から必要とされ信頼される存在であり続けるためのカギがある。我々は、持続可能な社会の形成を推進する取組みに 21 世紀の金融の新

前文

持続可能な社会を、将来世代のニーズを満たしつつ、現在世代のニーズも満足させる社会とすれば、現在世代は、自らはもとより将来世代のためにも人と地球を取り巻く様々な問題の解決に、予防的アプローチの視点も踏まえて真摯に取り組み、自然と共生する安全で安心できる生活を目指していかねばならない。

地球規模の課題解決において金融業界が連携を始めたのは1992年の国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の設立に遡る。爾来、その活動は環境問題（Environment）から社会問題（Social）、企業統治問題（Governance）へと広がり、2006年には責任投資原則（PRI）の制定を主導した。国内では、2015年に世界最大の機関投資家である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がPRIに署名したことを契機として、短期的な利益の追求ではなく長期的な企業成長を重視した投資活動、すなわちESG投資が急速に進展し、メインストリームに拡大した。

企業は、本業を通じて社会課題を解決しながら、持続可能な成長を続けるビジネスモデルの追求を迫られており、2015年のSDGs（持続可能な開発目標）の合意に見られるように、気候変動問題や、生物多様性、サーキュラーエコノミー（循環経済）、人権問題などの課題に対し、世界全体での行動変容が待たなしの状況にある。特に気候変動問題については、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された、「気温上昇を産業革命以前より1.5°Cに抑える努力を追求すること」としたパリ協定を世界共通の長期目標として、国際的な脱炭素への取組みが進展し、日本でも、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、

企業はより一層取組みを加速させることが求められている。2021年に開催されたCOP26においても、1.5°C目標の達成に向けた努力を続けることが合意され、パリ協定の実現に向けた強い意志が示された。

私たち日本の金融機関は、中長期的な視点に立って地域固有の課題と向き合い、多様なステークホルダーと連携しながら、地域の価値向上ひいては国内産業の競争力強化や新しい産業の創出をサポートすることに加え、グローバル社会の一員として、科学的知見に基づき、地球規模で持続可能な社会への着実で公正なトランジションに貢献しなければならない。

そのためには、不確実な将来を展望し、持続可能な成長と社会課題解決の同期化を追求する企業と、私たち金融機関が建設的な対話（エンゲージメント）を促進させ、ポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの緩和を目指し、企業の持続的成長を支援することが必要であり、世界有数の経済大国における金融機関としての責任は極めて大きい。

本原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える私たち金融機関の行動指針として2011年に策定された初版原則の意志を受け継ぎ、10年間の外部環境変化を踏まえるとともに、さらにその先を見据え、2022年に新たな原則として見直したものである。また本原則は、2011年の策定時より変わらず、業態、規模、地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が協働する出発点となることを企図している。私たち署名金融機関は、自らの業務内容を踏まえ、以下の「原則」に基づく取組みを積極的に実践し、社会の変革を主導していく。

7つの原則

原則1 基本姿勢

持続可能な社会の形成のために、私たち金融機関自らが果たす責任と役割を認識の上、環境・社会・経済へのポジティブインパクトの創出や、ネガティブインパクトの緩和を目指し、それぞれの事業を通じて最善の

原則2 持続可能なグローバル社会への貢献

社会の着実で公正なトランジションに向けて、イノベーションを通じた産業や事業の創出・発展に資する金融商品やサービスを開発・提供し、持続可能なグローバ

原則3 持続可能な地域社会形成への貢献

地域特性を踏まえた環境・社会・経済における課題解決をサポートし、地域の包摂性とレジリエンスの向上

原則4 人材育成

金融機関における人的資本の重要性を認識し、環境や社会の問題に対して自ら考え、行動を起こすことので

原則5 多様なステークホルダーとの連携

持続可能な社会の形成には、私たち金融機関をはじめ、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに参画するだけでなく主体的な役割を担う。

原則6 持続可能なサプライチェーン構築

気候変動・生物多様性等の環境問題や人権をはじめとする社会課題に積極的に取り組むとともに、投融資先を含む取引先等との建設的なエンゲージメントを通じて、持続可能なサプライチェーンの構築を図る。

原則7 情報開示

社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識し、国内外の動向と開示フレームワークを踏まえ、取組みを広くステークホルダーに情報開示するとともに不断の改善を行う。

7つの原則に加えて、行動指針として定めた業務別ガイドライン（運用・証券・投資銀行業務ガイドライン、保険業務ガイドライン、預金・貸出・リース業務ガイドライン）をPFA21の関連文書としています。

主な活動

ワーキンググループ

WG ごとに、様々な ESG 課題に関連するテーマを取り上げてセミナーや勉強会を開催しています。

業務別 WG 運用・証券・投資銀行業務 WG
保険業務 WG
預金・貸出・リース業務 WG

テーマ別 WG 不動産 WG
持続可能な地域支援 WG



総会・臨時総会の開催

総会（3月）と臨時総会（6月）を開催しています。総会では意見交換会を同時開催し、ESG や持続可能性に関するテーマでの情報発信と議論の



最優良取組事例（環境大臣賞）

持続可能な社会の形成に向けた優れた取組に対し環境大臣賞をはじめとする各種表彰を行っています。



取組事例

取組事例の提出は運営規程に定められている署名機関の責務です。提出された取組は WEB サイトで公開されており、検索できます。



活動実績

2010年 6月 中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」が「環境金融行動原則」の策定提言

2010年 9月 「日本版環境金融行動原則起草委員会」が原則策定に向け検討開始

2011年10月 21世紀金融行動原則「原則と業務別ガイドライン」採択

2011年11月 21世紀金融行動原則署名受付開始

2012年 3月 第1回定時総会開催（以降、毎年3月に定時総会を開催）

2012年 5月 業務別WG（運用・保険・預貸）活動開始

2012年 7月 テーマ別WG 環境不動産WG 活動開始

2013年 4月 テーマ別WG 地域支援WG 活動開始

2015年10月 自走化タスクフォース設置

2017年 4月 自走化開始

2019年 3月 提言「ESG 金融大国になるための取るべき戦略」発表

2019年10月 「脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言」公表

2021年10月 10周年記念イベント開催

2022年 4月 メッセージ「ウクライナ情勢について」公表

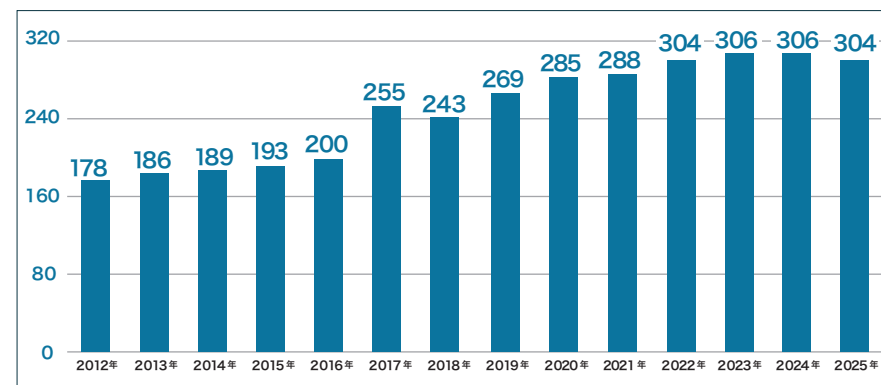
2022年 6月 7つの原則と前文の改定

2023年 2月 業務別ガイドラインの改定

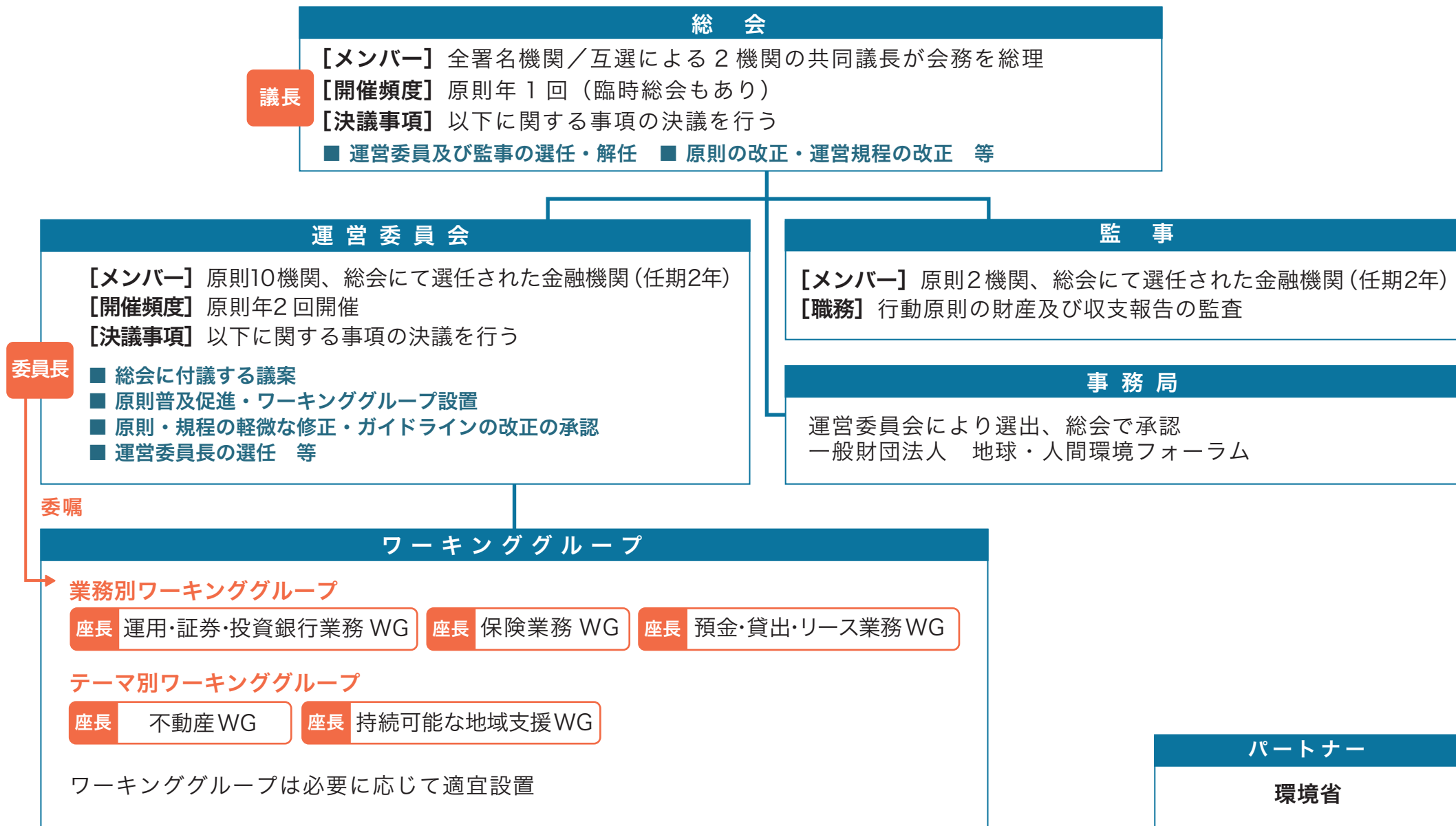
2024年 3月 取組事例とりまとめ・提出方法の変更（運営規定の改正）

2024年 5月 環境不動産WG を不動産WG に名称変更

PFA21 署名機関数の推移（毎年3月末時点）



組織図



21世紀と金融

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の誕生は誠に喜ばしい。日本の金融にとって歴史的快挙である。では、なぜ、今「原則」なのか、その背景を考えてみたい。

改めて言うまでもなく、今ほど日々の暮らしが便利になった時代はない。今ほど人類がパワーを手に入れた時はない。これもあれも 20 世紀の経済発展のお蔭である。

その一方で、地球温暖化や生物多様性の問題、貧困や格差の拡大などかつて人類が経験したことのない深刻な地球規模の問題を発生させたのも同じ 20 世紀である。

不思議である。なぜ、20 世紀は豊かさの陰で未曾有の問題を引き起こしてしまったのだろうか。

答えは明白である。それは 20 世紀の経済の在り方が間違っていたからである。無論、経済そのものがいけなかったのではない。経済の「成長の在り方」が間違っていたのである。

とすれば、21 世紀の使命は 20 世紀が残した問題の解決である。なぜならば、それらの問題の解決なしには将来に明るい希望を持ってないからだ。

では、どうやって問題の解決を図るのか。それには成長至上主義に陥り外部不経済を無視し続けた 20 世紀型経済を、より長期的視点に立った持続可能な経済に入れ替えるしかない。

そこで金融の登場である。そもそも、金融の役割は「社会が必要とするところにお金を流す」ことだ。然も、扱うお金は自分のお金

ではなく「社会のお金」だ。さればこそ、一層その責任の重さが増す。

その「金融の根源的機能」と「21 世紀の使命」を重ね合わせる時、これからの金融の役割は明らかとなる。それは地球や社会の「問題解決に本業を通じて取り組む」ことである。然も、そうすることが金融自身の発展にも繋がる。

元々、金融の責任は重い。なぜならば、金融の判断一つで、人々の生活や産業や社会、そして、国までもが変わり得るからである。加えて、先の大震災である。分水嶺に立たされた日本は厳しい選択を迫られている。もし、日本が勇気をもって賢い選択をすれば陽は再び昇る。その作業において汗をかく。これが金融に求められる新たな責任である。

こう考えてくると、日本の金融が担うべき役割と責任の重さに肅然となる。

さて、この原則は金融で働く方々の熱い思いの結実である。一語一句がゼロからの手作りである。だからこそ、多くの金融機関に署名され、多くの金融人に実践して頂きたい原則である。

最後になりましたが、関係された皆さんに心からの感謝と尊敬の念を捧げるとともに、日本とその金融、ひいては 21 世紀に幸多からんことを切に祈ってやみません。



末吉 竹二郎

環境金融行動原則起草委員会 委員長
(国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問)

(2011年10月)



連絡先

21世紀金融行動原則事務局（一般財団法人 地球・人間環境フォーラム）

Eメールアドレス：kankyo_kinyu@gef.or.jp

TEL:03-5825-9736 FAX:03-5825-9737

〒111-0051 東京都台東区蔵前3-17-3 蔵前インテリジェントビル8階

（テレワークが中心となっておりますので連絡はEメールをお願いします。）

署名にあたっての手続きなどの詳細はウェブサイト（<https://pfa21.jp/>）をご覧ください

<https://pfa21.jp/>

